

## 【LIFE関連加算】

# 必見！ 解釈通知 令和3年介護報酬改定

老老発0316第4号通知 令和3年3月16日

「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」より

## 個別機能訓練加算Ⅱ編(通所・特定・特養)

講師：高頭 晃紀

(日本ケアコミュニケーションズ チーフコンサルタント)

# ポイント

---

- 通所介護、特定施設、特養における、個別機能訓練加算Ⅱの算定には、LIFEへのデータ提出が必要です
- フィードバックに基づく、PDCAサイクルが必要です
- 提出頻度は、個別機能訓練計画書の作成、変更のたびごと
- 上記以外に3か月に1回以上

# 1 個別機能訓練加算(Ⅱ)

---

## 【前提】

個別機能訓練加算(Ⅰ)(通所系は(Ⅰ)イか(Ⅰ)ロのいずれか)を算定していないと、取れません！

## ② 個別機能訓練加算(Ⅱ)について

厚生労働省への情報の提出については、「科学的介護情報システム(LONG-TERM CARE INFORMATION SYSTEM FOR EVIDENCE)」(以下「LIFE」という。)を用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老老発0316第4号厚生労働省老健局老人保健課長通知)を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(PPLAN)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(DO)、当該実施内容の評価(CHECK)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(ACTION)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

# 提出頻度

利用者ごとに、アからウまでに定める月の翌月10日までに提出すること。

- ア** 新規に個別機能訓練計画の作成を行った日の属する月
- イ** 個別機能訓練計画の変更を行った日の属する月
- ウ** ア又はイのほか、少なくとも3月に1回

# 提出情報

**ア** 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老振発0316第3号、老老発0316第2号) **別紙様式3-3** (個別機能訓練計画書)にある「評価日」、「職種」、「ADL」、「IADL」及び「起居動作」並びに **別紙様式3**にある「作成日」、「前回作成日」、「初回作成日」、「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度」、「健康状態・経過(病名及び合併疾患・コントロール状態にる。）」、「個別機能訓練の目標」及び「個別機能訓練項目(プログラム内容、留意点、頻度及び時間に限る。）」の各項目に係る情報をすべて提出すること。

**イ** 提出情報は、以下の時点における情報とすること。

- ・ (1)ア及びイに係る提出情報は、当該情報の作成又は変更時における情報
- ・ (1)ウに係る提出情報は、前回提出時以降の情報

※原文のまま

# 提出情報（下記と思われます）

## 別紙様式3-2（生活機能チェックシート）

- 「評価日」
- 「職種」
- 「ADL」
- 「IADL」
- 「起居動作」

## 別紙様式3-3（個別機能訓練計画書）

- 「作成日」
- 「前回作成日」
- 「初回作成日」
- 「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度」
- 「健康状態・経過（病名及び合併疾患・コントロール状態にる。）」
- 「個別機能訓練の目標」
- 「個別機能訓練項目（プログラム内容、留意点、頻度及び時間に限る。）」

生活機能チェックシート

利用者氏名		生年月日	年 月 日	男・女
評価日	令和 年 月 日 ( )	:	~	: 要介護度
評価スタッフ		職種		

	項目	レベル	課題	環境 (実施場所・補助具等)	状況・生活課題
ADL	食事	・自立(10) ・一部介助(5) ・全介助(0)	有・無		
	椅子とベッド間の移乗	・自立(15) ・監視下(10) ・座れるが移れない(5) ・全介助(5)	有・無		
	整容	・自立(5) ・一部介助(0) ・全介助(0)	有・無		
	トイレ動作	・自立(10) ・一部介助(5) ・全介助(0)	有・無		
	入浴	・自立(5) ・一部介助(0) ・全介助(0)	有・無		
	平地歩行	・自立(15) ・歩行器等(10) ・車椅子操作が可能(5) ・全介助(0)	有・無		
	階段昇降	・自立(10) ・一部介助(5) ・全介助(0)	有・無		
	更衣	・自立(10) ・一部介助(5) ・全介助(0)	有・無		
	排便コントロール	・自立(10) ・一部介助(5) ・全介助(0)	有・無		
I ADL	調理	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無		
	洗濯	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無		
	掃除	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無		
起居動作	項目	レベル	課題	状況・生活課題	
	寝返り	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無		
	起き上がり	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無		
	座位	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無		
	立ち上がり	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無		
立位	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無			

【個別機能訓練計画書】

作成日: 令和 年 月 日	前回作成日: 令和 年 月 日	初回作成日: 令和 年 月 日		
ふりがな 氏名	性別 大正 / 昭和 年 月 日生 ( 歳)	要介護度 計画作成者: 職種:		
障害高齢者の日常生活自立度: 自立 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 認知症高齢者の日常生活自立度: 自立 I IIa IIb IIIa IIIb IV W				
I 利用者の基本情報 ※別紙様式3-1・別紙様式3-2を別途活用すること。				
利用者本人の希望		家族の希望		
利用者本人の社会参加の状況		利用者の居宅の環境(環境因子)		
健康状態・経過				
病名 発症日・受傷日: 年 月 日 最近の入院日: 年 月 日 最近の退院日: 年 月 日				
治療経過(手術がある場合は手術日・術式等)				
合併疾患・コントロール状態(高血圧、心疾患、呼吸器疾患、糖尿病等)				
機能訓練実施上の留意事項(開始前・訓練中の留意事項、運動強度・負荷量等)				
※①~⑥に加えて、介護支援専門員から、居宅サービス計画上の利用者本人等の意向、総合的な支援方針等について確認すること。				
II 個別機能訓練の目標・個別機能訓練項目の設定				
個別機能訓練の目標				
機能訓練の短期目標(今後3ヶ月) 目標達成度(達成・一部・未(機能))	(活動)	機能訓練の長期目標 目標達成度(達成・一部・未(機能))		
(参加)	(参加)			
※目標設定方法の詳細や自立機能の達成基準の考え方は、通知書をご参照のこと。 ※目標達成の目安となる期間についてもおおむね記載すること。 ※緊急目標(長期目標を達成するために必要な行為)は、個別機能訓練計画書の訓練実施期間内に達成を目標とする項目のみを記載することとして差し支えない。				
個別機能訓練項目				
プログラム内容(何を目的に(〜のために)〜する)	留意点	頻度	時間	主な実施者
①		週 回	分	
②		週 回	分	
③		週 回	分	
④		週 回	分	
※短期目標で設定した目標を達成するために必要な行為に対応するよう、訓練項目を具体的に設定すること。			プログラム立案者:	
利用者本人・家族等がサービス利用時間以外に実施すること		特記事項		
III 個別機能訓練実施後の対応			個別機能訓練の実施による変化	
個別機能訓練の実施による変化			個別機能訓練実施における課題とその要因	
※個別機能訓練の実施結果等をふまえ、個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更等を行った場合は、個別機能訓練計画書の再作成又は更新等を行い、個別機能訓練の目標・訓練項目等に係る最新の情報が把握できるようにすること。初回作成時にはⅢについては記載不要である。				
(地域密着型) 通所介護 ○○○ 事業所No. 000000000 住所○○○ 電話番号○○○		説明日: 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 説明者:		



# フィードバックに基づくPDCA

- 基本的な理解としては、各計画書の見直しに関して、フィードバックを組み込むことを行うというもの
- フィードバックのタイミングが現状で不明であるので、フィードバックが来たら、情報共有とカンファレンスを行う仕組みを作っておく→マニュアル化しておき、記録をとっておくとよい
- フィードバックに必ず従わなければいけないというものではない
- ただし、フィードバックを参考にしたらうえ検討し、計画の継続をするならば、その旨の記録を残しておくべきである

# まとめ

---

- 個別機能訓練加算Ⅱの算定には、LIFEへのデータ提出が必要です
- フィードバックに基づく、PDCAサイクルが必要です
- 提出頻度は、個別機能訓練計画書の作成、変更のたびごと
- 上記以外に3か月に1回以上